



島根県報

平成19年7月31日(火)

号外第98号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

公安規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

公安委員会規則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

島根県公安委員会委員長 伊藤 裕

島根県公安委員会規則第15号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則(昭和55年島根県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(交通規制の対象から除く車両)

第6条 法第4条第2項の規定により交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げる規制の区分に応じ、当該各号に定める車両とする。

(1) 道路標識等による規制 警衛列自動車及び警護列自動車

(2) 最高速度の規制 次に掲げる車両

ア 緊急自動車

イ 専ら交通の取締りに従事する自動車(最高速度の規制が令に定める速度以下の場合に限る。)

(3) 車両の通行禁止(一方通行及び車両通行止め等の区間規制又は区域規制に関連して規制する指定方向外進行禁止以外の指定方向外進行禁止を除く。)の規制 次に掲げる車両

ア 負傷者又は急病人の救護、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両

イ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する災害応急対策に使用中の車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に規定する国民の保護のための措置に使用中の車両

ウ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両

エ 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務を遂行中の車両

オ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、選挙運動又は政治活動のために使用中のもの

カ 警察又は消防の職務を遂行するために使用中の車両

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく一般廃棄物の収集等のために使用中の車両

ク 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業に関する応急作業のために使用中の車両

ケ 次に掲げる車両で、通行禁止除外指定車(様式第3号)の標章を掲出しているもの

- ㍑ 医師が緊急往診又は緊急手当のために使用中の車両
 - ㍒ 専ら郵便法（昭和23年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配のために使用中の車両
 - ㍓ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報の配達のために使用中の車両
 - ㍔ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づき、犬の捕獲等のために使用中の車両
 - ㍕ 執行官法（昭和41年法律第111号）の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両
 - ㍖ 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両
 - ㍗ 児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両
 - ㍘ 道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両
 - ㍙ 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
 - ㍚ 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
- (4) 駐車禁止の規制 次に掲げる車両。ただし、駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁止の区間を通行することが認められている車両に限る。
- ア 令第13条第1項に規定する自動車で、当該業務を遂行中の車両
 - イ 負傷者又は急病人の救護、防災等人の生命、身体又は財産に係る緊急かつやむを得ない理由により使用中の車両
 - ウ 災害対策基本法に規定する災害応急対策に使用中の車両及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に規定する国民の保護のための措置に使用中の車両
 - エ 検察官、検察事務官又は刑事訴訟法第190条の規定により別に法律で定められた司法警察職員が捜査のために使用中の車両
 - オ 令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務を遂行中の車両
 - カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、選挙運動又は政治活動のために使用中のもの
 - キ 警察又は消防の責務を遂行するために使用中の車両
 - ク 警察活動に伴い停止を求められている車両
 - ケ 警察車両が随伴する車両
 - コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のために使用中の車両
 - サ 電気事業、ガス事業、水道事業、下水道事業、電気通信事業に関する応急作業のために使用中の車両
 - シ 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車（様式第4号）の標章を掲出しているもの
 - ㍑ 医師等が緊急往診又は緊急手当のために使用中の車両
 - ㍒ 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配のために使用中の車両
 - ㍓ 電気通信事業法に規定する電報の配達のために使用中の車両
 - ㍔ 狂犬病予防法の規定に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両
 - ㍕ 執行官法の規定に基づき、執行官が強制執行等のために使用中の車両
 - ㍖ 犯罪者予防更生法の規定に基づき、保護観察に付されている者を引致するために使用中の車両
 - ㍗ 児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用中の車両
 - ㍘ 道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用中の車両
 - ㍙ 報道機関が緊急取材のために使用中の車両
 - ㍚ 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両
 - ㍛ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車検査証の車体の形状が患者輸送車両で、患者等を搬送中の車両
 - ㍜ 道路運送車両法に基づく自動車検査証の車体の形状が車いす移動車で、車いす使用者等を搬送中の車両
 - ス 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。）を掲出しているもの（㍕については、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に限る。）
 - ㍑ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左

欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの

- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、かつ、歩行が困難であると認められるもの
- (ウ) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者のうち、重度の障害を有するもの
- (ロ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (ハ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に限る。）

2 前項第3号ケ又は同項第4号シ若しくはスの標章の交付を受けようとする者（同項第4号シ又はスの標章の交付を受けようとする者については、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、同項第3号ケの標章にあっては通行禁止除外車両指定申請書（様式第6号）、同項第4号シの標章にあっては駐車禁止除外指定申請書（第6条第1項第4号シ関係）（様式第7号）、同項第4号スの標章にあっては駐車禁止除外指定申請書（第6条第1項第4号ス関係）（様式第8号）により、除外の指定を受けようとする区域又は道路を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じ、それぞれ次に掲げる書面を添付しなければならない。

(1) 第1項第3号ケ又は同項第4号シに掲げる車両に係る標章

- ア 当該車両に係る自動車検査証の写し
- イ 当該車両が第1項第3号ケ又は同項第4号シに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

(2) 第1項第4号スに掲げる者に係る標章

- ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第4号スに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
- イ 標章の交付を受けようとする者の住民票の写し
- ウ 介護者等代理人が申請するときは、標章の交付を受けようとする者の委任状
- エ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証の写し

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があったときは、その申請内容を審査し、当該申請に係る車両（第1項第4号スの標章に係る申請については、当該標章の交付を受けようとする者）が第1項第3号ケ又は同項第4号シ若しくはスのいずれかに該当すると認めるときは、有効期限を定めて標章を交付するものとする。

5 前項の規定により交付する標章（以下この条において単に「標章」という。）の有効期限は、原則として3年とする。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。
- (2) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。
- (3) 標章を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出ること。
- (4) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。

(5) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（標章の交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合については、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第8条を次のように改める。

（駐車の許可）

第8条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両の駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合については、当該条件に従った駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場合については、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条（道路使用の許可）第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内の範囲内

2 前項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第10号）を駐車しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、日時、場所及び用務の特定された駐車許可の申請であつて、複数の場所に連続的に駐車することとなるもの及び特定の場所に反復継続して駐車することとなるものについては、次に掲げる要件をすべて充足する場合に限り、複数の申請を包括して1件の申請として取り扱うことができる。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 駐車に係る用務が同一であること。
- (3) 同一時間帯に同一場所に駐車する行為であること。
- (4) 申請期間が1年以内であること。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証の写し
- (2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印

を付したもの)

(3) 前項ただし書に係る申請については、同項第 2 号及び第 3 号に該当することを疎明する書面

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、警察署長が必要と認める書面

4 警察署長は、第 1 項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付することができる。

5 警察署長は、駐車を許可したときは、駐車許可証(様式第10号)を交付しなければならない。

6 第 1 項の駐車許可を受けた者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、前項の駐車許可証を車両前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

第 9 条の 2 中「別表」を「別表第 2」に改める。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 6 条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害		3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第 3 項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 3 級の 1 までの各級	特別項症から第 3 項症までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級(1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	_____
	移動機能	1 級から 2 級までの各級	_____
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級及び 3 級までの各級	_____

様式第 3 号から様式第 8 号までを次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

(表)

		第	号
通行禁止除外指定車			
車 両 番 号			

除外する区域 又は道路の区間			

有 効 期 限	年	月	日まで

年 月 日			
島根県公安委員会 印			

注：縁線の色は黄色とする。

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章は、島根県公安委員会が規制した車両通行禁止の当該道路を通行するとき、自動車の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 2 この標章は、指定車両により指定道路を通行する場合にのみ有効です。
- 3 指定道路を通行する場合は、特に歩行者に注意して徐行してください。
- 4 現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。
- 5 標章を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出てください。
- 6 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 7 次の場合は、この標章(②の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

注：用紙の大きさは、日本工業規格B列6番とする。

様式第 4 号 (第 6 条関係)

(表)

駐車禁止除外指定車

第 号

年 月 日

使用中

車両番号 号

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先/用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日まで

島根県公安委員会 印

- 注：1 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者等使用中」と記載する。
その他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて「緊急往診使用中」等、具体的な用務のために使用中であることが分かるよう記載すること。
- 2 あらかじめ使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載すること。
- 3 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章について、本人が使用する特定の車両がない場合は、当該標章中の「車両番号 号」の記載を二重線で抹消すること。
- 4 「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該標章中の「その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両」の記載を二重線で抹消すること。
- 5 当該車両の移動が必要となるための、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させること。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）

法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）

駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）

車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保に関する法律第11条第1項）

長時間駐車（自動車の保管場所の確保に関する法律第11条第2項）

- 2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- 3 この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 4 現場において警察官等の指示があったときは、その指示に従ってください。
- 5 標章を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は標章の記載事項に変更が生じたときは、速やかに公安委員会に届け出てください。
- 6 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 7 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - (1) 有効期限が経過したとき。
 - (2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - (3) 使用する必要がなくなったとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

被交付者

住所

氏名

- 注：1 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合は、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入の用紙を用いることができる。
- 2 被交付者が法人等である場合は、当該法人等の所在地及び担当部署等を記載する。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

様式第 4 号の 2 削除

様式第 5 号 削除

様式第6号(第6条関係)

新規・更新・再交付

通行禁止除外車両指定申請書

年 月 日

島根県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 (印)
(電話番号)

事業所の所在地

事業所名及び責任者名

除外の指定を受けようとする車両

台 数

台

車 両 番 号

除外指定を受けようとする区域又は道路の区間

除外指定を必要とする理由

標章番号交付年月日

- 注：1 申請者が法人等であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

(表)

新規・更新・再交付

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 申 請 書
(第 6 条 第 1 項 第 4 号 シ 関 係)

年 月 日

島根県公安委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 (電話番号)

主 た る 運 転 者	住 所 (電話番号)
	氏 名
標章の使用目的又は具 体的用途	医師等が緊急往診又は緊急手当のために使用 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配のために使用 電気通信事業法に規定する電報の配達のために使用 狂犬病予防法に規定する犬の捕獲のために使用 執行官法の規定に基づく強制執行等のために使用 犯罪者予防更生法に基づき保護観察に付されている者を引致するために使用 児童相談所が虐待を受け、又は受けるおそれがある児童を保護するために使用 道路、信号機、道路標識等の設置及び維持・管理作業のために使用 報道機関が緊急取材のために使用 放置車両確認機関が放置車両の確認及び標章の取付けのために使用 患者輸送車で患者等を搬送のために使用 車いす移動車で車いす使用者等を搬送のために使用
除外指定を受けようと する車両	使用車両番号
摘 要	

- 注： 1 申請者が法人等であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

駐車禁止除外指定車標章受領書

駐車禁止除外指定車標章 第

号を受領しました。

年 月 日

島根県公安委員会 殿

受領者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者の氏名)

㊞

代 理 人 (代理受領の場合)

住 所

氏 名

㊞

様式第 8 号 (第 6 条関係)

(表)

新規・更新・再交付

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 申 請 書
(第 6 条 第 1 項 第 4 号 又 関 係)

年 月 日

島根県公安委員会 殿

住 所
申 請 者
氏 名 ①
(電 話 番 号)
代 理 人 (代 理 申 請 の 場 合)
住 所
氏 名 ①
(電 話 番 号)

標章の使用目的又は 具 体 的 用 務	歩行困難者等 (身体障害者手帳所持者) 使用 歩行困難者等 (戦傷病者手帳所持者) 使用 歩行困難者等 (療育手帳所持者) 使用 歩行困難者等 (精神障害者保健福祉手帳所持者) 使用 歩行困難者等 (小児慢性特定疾患児手帳所持者) 使用			
歩行困難者等の障害 名及び等級	障 害 名		等 級	
使 用 車 両 番 号				
摘 要				

- 注 : 1 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(裏)

駐車禁止除外指定車標章受領書

駐車禁止除外指定車標章 第

号を受領しました。

年 月 日

島根県公安委員会 殿

受領者

住 所

(所在地)

氏 名

㊞

代 理 人 (代理受領の場合)

住 所

氏 名

㊞

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第8条関係)

駐 車 許 可 申 請 書		年 月 日
警察署長 殿		
申請者 住 所 氏 名 (電話番号)		印)
主たる住 所 運転者 氏 名 連絡先 (電話番号)))
駐車しようとする場所		
駐車しようとする日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
駐 車 す る 車 両	種 別	車 両 番 号
駐 車 の 方 法		
駐車を必要とする理由		
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可します。ただし、次の条件に従ってください。		
条 件		
年 月 日		
警 察 署 長		印

- 注：1 申請者が法人等であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成19年 8月31日から施行する。ただし、附則第 2 条第 9 項及び第10項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県道路交通法施行細則（以下「旧細則」という。）第 6 条第 3 項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間、改正後の島根県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第 6 条第 4 項の規定により交付された様式第 3 号及び様式第 4 号の標章とみなす。

2 前項の規定により新細則様式第 4 号の標章とみなされた標章（以下「みなし標章」という。）を有する者で、新細則第 6 条第 1 項第 4 号スアからシまでのいずれにも該当しないものは、島根県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に当該みなし標章を提出してその有効期限を延長するよう申請することができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、当該みなし標章の有効期限を平成22年 8月31日と変更した上で、その者に当該みなし標章を返還するものとする。

4 公安委員会は、新細則第 6 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 4 号シアからシまでに該当する車両に係る標章の交付を受けようとする者から新細則様式第 4 号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該申請に係る車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第 4 項の規定により標章を交付するものとする。

5 公安委員会は、新細則第 6 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 4 号スアからシまでに該当する者から新細則様式第 4 号の標章の交付の申請を受理した場合において、当該申請者が使用する車両に掲示するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第 4 項の規定により標章を交付するものとする。

6 この規則の施行の際新細則第 6 条第 1 項第 4 号シに該当しない車両について現に受理している旧細則第 6 条第 1 項第 4 号キの標章の交付の申請の取扱いについては、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際新細則第 6 条第 1 項第 4 号スに該当しない者から現に受理している旧細則第 6 条第 1 項第 4 号イの標章の交付の申請の取扱いについては、なお従前の例による。この場合において、当該申請に係る標章の有効期限は、平成22年 8月31日とする。

8 旧細則第 6 条第 1 項第 4 号ア及びカに規定する車両であって新細則第 6 条第 1 項第 4 号シイ、ウ、ク又はクに該当するものは、平成19年12月31日までの間は、同条第 1 項第 4 号シに規定する標章の掲出の有無にかかわらず、同号シに規定する標章を掲出している車両とみなす。

9 新細則第 6 条第 1 項第 4 号シに掲げる車両について同条第 4 項の規定による様式第 4 号の標章の交付を受けようとする者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条第 2 項の規定の例により交付の申請をすることができる。

10 公安委員会は、前項の規定により交付の申請があった場合には、施行日前においても、新細則第 6 条第 4 項の規定の例により、様式第 4 号の標章を交付することができる。この場合において、同項の規定の例により交付を受けたときは、施行日において同項の規定によりその交付を受けたものとみなす。

11 警察署長が施行日前に旧細則第 8 条第 1 項の規定により交付した駐車許可証で、この規則の施行の際現にその効力を有するものは、当該駐車許可証の有効期限が到来するまでの間、新細則第 8 条第 5 項の規定により交付した駐車許可証とみなす。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

第 3 条 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第 4 号）の部中

第6条第1項第3号、第2項、第3項及び第4項	車両通行禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の交付及び条件の付加並びに標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理
第6条第1項第3号ウ㊦	通行禁止除外指定車標章の交付対象車両のうち、公益上やむを得ない理由のある車両の認定
第6条第1項第4号ウ又はエ、第2項、第3項及び第4項	駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く身体障害者等使用車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の交付及び条件の付加並びに標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理
第6条第1項第4号オ、第2項、第3項及び第4項	駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く緊急取材等の車両の駐車可標章交付申請書の受理、審査、標章の交付及び条件の付加並びに標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理
第6条第1項第4号オウ	駐車可標章の交付対象車両のうち、公益上やむを得ない理由のある車両の認定

を

第6条第1項第3号ケ、第2項、第4項、第6項及び第8項	車両通行禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の有効期限の付加及び標章の交付、標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理
第6条第1項第4号シ及びス、第2項、第4項、第6項並びに第8項	駐車禁止の規制の対象から除く車両の指定申請書の受理、審査、指定、標章の有効期限の付加及び標章の交付、標章の亡失等及び記載事項変更の届出の受理並びに標章の返納の受理

に

改める。